

広報

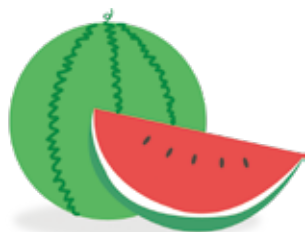
ひだか



2026. 8 月号 vol.346



産湯海水浴場 海開き式



日高町ホームページ : <http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/>



正しい交通ルールを 身につけよう

6月2日(火)に志賀小学校、6月10日(水)に内原小学校で交通安全教室が行われました。

この教室は、御坊警察署員や日高町交通指導員の協力のもと開かれたもので、児童たちは模擬信号機を使った横断歩道を安全に渡る練習や、自転車点検の仕方などを学び、交通ルールへの理解を深めました。



みんなで挑戦！ 田植え体験

6月10日(水)に志賀小学校、16日(火)に内原小学校で地元農家のみなさまの協力のもと、田植え体験をしました。児童たちは裸足で田んぼに入り、冷たい水と泥の感触に声を上げ、友人たちと笑顔を交わしながらにぎやかに苗を植えました。この体験は、児童たちにとって、お米づくりへの理解を深める第1歩となる貴重な体験となりました。

第76回「社会を明るくする運動」 ーメッセージ伝達式ー

7月2日(木)、日高町長へ内閣総理大臣および県知事から「社会を明るくする運動」メッセージの伝達式が日高町役場内で行われました。保護司会および更生保護女性会の会員が見守る中、町長へ伝達されました。

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行を防止し、犯罪や非行に陥った人の立ち直りを支えることを目標にしています。7月はその強化月間にあたります。



水道料金の減免について

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民や町内事業者のみなさまの経済的な負担を軽減することを目的に、毎月の水道料金のうち「基本料金」と「メーター使用料」を免除します。
(これにより、請求額が基本料金の場合、水道料金は0円となります)

※減免を受けるための申請は必要ありません

対象者：町内で給水契約をしているすべての方(官公署等は除く)

対象期間：令和8年7月検針分(8月請求分)から9月検針分(10月請求分)までの3か月間

減免内容：基本料金とメーター使用料

例 一般家庭の場合(口径13mm・使用水量18m³の場合)

従来	基本料金 10m ³ まで1,678円	+	メーター使用料 74円	+	超過料金 8m ³ ×195円=1,560円	=3,312円
↓ 免除 ↓						
減免後	基本料金 10m ³ まで0円	+	メーター使用料 0円	+	超過料金 8m ³ ×195円=1,560円	=1,560円

【お問い合わせ先】 上下水道課 (TEL：63・3805)

日高町職員採用試験のご案内(令和9年4月1日採用予定)

町では、令和9年4月1日付けで採用する職員を追加募集します。

日高町のために働きたい方、日高町のまちづくりに参加したい方、ぜひご応募ください。

採用試験申込書受付期間

8月3日(月)～8月19日(水)

午前8時30分～午後5時15分

※土日など、閉庁日は受付できません

郵送の場合は、8月19日(水)までの消印有効

募集職種・採用予定人員・主な職務内容

募集職種	採用予定人員	主な職務内容
一般行政職	1名程度	町長部局または教育委員会等の職務
土木技術職	1名程度	町長部局の職務

受験資格

- 一般行政職：平成13年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方
土木技術職：平成3年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方
- 地方公務員法第16条に該当する方および日本国籍を有しない方は受験できません

試験方法および内容

一次試験

日 時：9月20日(日) 午前9時30分から
会 場：日高町中央公民館 二階大会議室
内 容：能力試験、適応性検査、適性検査、専門試験(土木技術職のみ)

二次試験(一次試験合格者のみ)

日 時：10月25日(日) 午前9時から
会 場：日高町役場 別館三階大会議室
内 容：個人面接

※試験案内および申込書は、総務課にて配布しています
(日高町HPからもダウンロードできます)



日高町HP



【申込先・お問い合わせ先】

〒649-1213

和歌山県日高郡日高町大字高家626番地
総務課 (TEL：63・2051)

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届のお知らせ

児童扶養手当および特別児童扶養手当を受けている方は、毎年「現況届」を提出する必要があります。

期間：8月3日(月)～8月31日(月)

この現況届は、受給者の前年の所得状況などを確認するものです。
現況届の提出がない場合、受給資格があっても手当が受けられない場合がありますので、忘れずに手続きをしてください。



児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障がいがある家庭の子どもを育てている方に、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日(一定の障がいがある場合は20歳未満)まで支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

児童扶養手当額(月額)

第1子 本体額	全部支給	48,050円
	一部支給	48,040円～11,340円
第2子 加算額	全部支給	11,350円
	一部支給	11,340円～5,680円
第3子以降 加算額	全部支給	第2子加算額と同じ
	一部支給	

支払期	9月期	11月期	1月期	3月期
支払日	9月11日	11月11日	1月8日	3月11日
支給対象月	7・8月分	9・10月分	11・12月分	1・2月分

特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障がい、もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

特別児童扶養手当額(月額)

1級	58,450円
2級	38,930円

支払期	8月期	12月期
支払日	8月10日	12月11日
支給対象月	4～7月分	8～11月分



児童扶養手当HP



特別児童扶養手当HP

【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課(TEL：63・3801)

高額療養費制度の見直しについて(令和8年8月開始)

高齢化に伴う医療費の増加を踏まえ、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするとともに、所得に応じた負担の見直しや長期療養者への配慮を図るため、高額療養費制度が見直されます。

●高額療養費とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

●新たに年間の上限額が新設されました

～長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化～

月ごとの自己負担額が積みあがっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。

※年間とは8月から翌年の7月までを指します

年間上限額の新設により、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

●ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

多数回該当

直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。

外来特例(70歳以上で現役並み以外の方)

外来診察だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

高額療養費制度の上限額(令和8年8月から令和9年7月まで)

※高額療養費制度の見直しは、令和8年度・9年度の2段階にわけて実施します

適用区分		年収目安	入院+外来 【月額上限】 (世帯ごと) 〈多数回該当〉	入院+外来 【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+1% 〈140,100円〉	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～約1,160万円	179,100円+1% 〈93,000円〉	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～約770万円	85,800円+1% 〈44,400円〉	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 〈44,400円(※1)〉	530,000円 (※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 〈24,600円〉	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 〈24,600円〉	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下等) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※1 年収約200万円未満である方は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)

※2 年収約200万円未満であることが確認できた方は、年間上限41万円を運用し、令和9年8月以降に償還払い

【お問い合わせ先】 いきいき長寿課(TEL: 63・3807)

和歌山県後期高齢者医療広域連合(TEL: 073・428・6688)

健康運動教室のご案内

日高町では、介護予防事業として健康運動教室を開催しています。

9月から令和8年度第2回目の教室が始まります。

参加対象者は、**満年齢65歳以上で介護認定を受けていない方**です。

申込期間：8月3日(月)～7日(金)

気功を中心に脚・腰の筋力強化や体力アップを図り、運動機能の低下を予防・改善します。

また、食生活のアドバイスやコグニサイズ(運動と認知トレーニングを同時に行う取組)も行います。

期 間：9月～11月(全12回) 毎週木曜日
午前9時～午後0時30分頃

場 所：メディカル&フィットネス・アクオ
(送迎あります)

定 員：18名程度
(定員になり次第締め切ります)

内 容：気功とプールまたはジム
(コグニサイズ・栄養の講話を含む)

費 用：1回につき360円

**介護が必要な状態にならないために元気なうちから
積極的に介護予防事業に参加しましょう！**



【申込先・お問い合わせ先】 日高町地域包括支援センター(いきいき長寿課内)(TEL：63・3807)

令和8年度 国民健康保険税の税率改正について

令和8年度より「子ども・子育て支援金制度」が開始されたことに伴い、「子ども・子育て支援納付金」が新設されました。つきましては、令和8年度の税率を下表のとおり改正いたします。

国保加入者のみなさまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

	所得割	均等割	平等割	増減
医療給付費分	6.10%	25,700円	20,000円	据え置き
後期高齢者支援金分	2.05%	8,600円	6,700円	
介護納付金分	1.70%	9,200円	4,800円	
子ども・子育て支援納付金分	0.30%	1,191円 (※1)	766円	R8より開始

※1 子ども・子育て支援分の均等割について、18歳未満の加入者は全額軽減されます。1,191円のうち、79円が「18歳以上均等割」として軽減分に充てられます。

◎モデル世帯による保険税額の増加額は次のとおりです。

世帯の状況	改正前	改正後	差額	増加率
41歳世帯主+38歳配偶者 +18歳未満の子ども2人				
世帯主の所得 270万円 配偶者の所得 50万円 ※基礎控除額 43万円	407,000円	417,100円	+10,100円	+2.48%



詳しくはこちら

【お問い合わせ先】 税務課(TEL：63・3802)

令和 8 年度

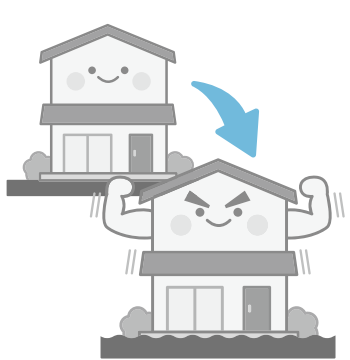
固定資産税に関する各種減額制度を紹介します

住宅改修による固定資産税の減額

※この制度による減額は1戸につき各制度1度しか受けることができません

申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。

耐震改修	バリアフリー改修	省エネ改修
対象住宅の要件 ・昭和57年1月1日以前に建築された住宅 (併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上であること) ・令和13年3月31日までに耐震改修が完了した住宅 ・現行の耐震基準に適合する改修工事であること ・耐震改修工事費が50万円を超えるもの 減額される範囲と税額 改修工事を行った住宅の固定資産税の2分の1 (長期優良住宅の場合は3分の2) ※1戸あたり床面積120㎡に相当する税額が限度 減額される期間 改修工事が終了した翌年度分のみ ※通行障害既存耐震不適格建築物に該当する住宅は、改修工事が終了した翌2年度分 その他 新築住宅の減額やバリアフリー・省エネ改修工事による減額と同時に適用はできません 	対象住宅の要件 ・新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く) (併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上であること) ・改修後の住宅の床面積40㎡～240㎡ 対象住宅の居住者要件 次のいずれかに該当する方 ・65歳以上の方 ・要介護認定または要支援認定を受けている方 ・障がいのある方 改修工事の要件 令和13年3月31日までの間に以下のバリアフリー改修工事を行い、補助金や介護保険からの給付金を除いた自己負担額が50万円を超えるもの 改修工事の内容 廊下の拡幅、階段の勾配緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化など 減額される範囲と税額 改修工事を行った住宅の固定資産税の3分の1 ※1戸あたり床面積100㎡に相当する税額が限度 減額される期間 改修工事が終了した翌年度分のみ その他 新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に適用はできません ただし、省エネ改修工事による減額との同時適用は可能です 	対象住宅の要件 ・平成26年4月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く) ・令和13年3月31日までに次に掲げる①を含む省エネ改修工事が完了した住宅 ①窓の断熱改修工事(必須) ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④外壁の断熱改修工事 ※改修部分が、いずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること ・省エネ改修工事に要した費用が、補助金などを除き60万円を超えるもの ※断熱改修に係る工事費が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器または太陽熱利用システムの設置工事費用と合わせて60万円を超えるものを含む ・改修後の住宅の床面積40㎡～240㎡ 減額される範囲と税額 改修工事を行った住宅の固定資産税の3分の1 (長期優良住宅の場合は3分の2) ※1戸あたり床面積120㎡に相当する税額が限度 減額される期間 改修工事が終了した翌年度分のみ その他 新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に適用はできません ただし、バリアフリー改修工事による減額との同時適用は可能です 

【お問い合わせ先】 税務課(TEL: 63・3802)

人権に関する 相談窓口のお知らせ

和歌山県では、人権に関する様々な相談に応じるため、(公財)和歌山県人権啓発センターに人権相談員を配置するとともに、弁護士による法律相談を実施しています。

また、人権に関して悩んでいる県民の方が、遠方からでも弁護士に相談いただけるよう、面接相談のほか、オンラインを活用した法律相談も行っています。

人権に関することでお悩みの場合は、一人で悩まず、ご相談ください。

— 相談窓口 —

(公財)和歌山県人権啓発センター

・常設相談(電話相談、面接相談)

☎ 073・421・7830

開設時間

月曜日～金曜日(祝日等除く)

午前9時～午後4時

・弁護士による法律相談

(面接相談、オンライン相談)

※事前予約制

☎ 073・435・5420

開設日

奇数月：第2土曜日・第4木曜日

偶数月：第2・第4木曜日

※祝日の場合は、原則、その翌日

時 間 午後1時～4時

◆和歌山県人権政策課

☎ 073・441・2563

※各振興局総務県民課でも実施しています

◆日高振興局地域づくり部総務県民課

☎ 24・2936

開設時間

月曜日～金曜日(祝日等除く)

午前9時～午後5時45分

問 和歌山県人権政策課

☎ 073・441・2561

日高町地域包括支援 センターより

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための機関です。

STOP 高齢者虐待！

こんな時は1人で悩まないで日高町地域包括支援センターへご相談ください！

高齢者

- ・家族の暴力に耐えられない
- ・家族が話をしてくれない

家族・親族

- ・介護の負担があまりに重い
- ・介護が耐えられなくなりそう
- ・家族が虐待をしている

地域住民

- ・近所のおばあさん最近見かけないなあ？

介護従事者

- ・身体に不審なアザがある
- ・利用者さんが急に痩せてきた
- ・年金があるのにお金に困っている

問 日高町地域包括支援センター
(いきいき長寿課内)

☎ 63・3807

人権・行政・心配ごと相談 合同相談所開設

●日時 8月17日(月)
午後1時～4時

●場所 日高町ふれあいセンター 2階会議室

相談は無料で、秘密は固く守られますのでお気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

問 日高町社会福祉協議会

☎ 63・2751

くらしの 情報

動画で学ぼう! 今の保育 ～オンデマンド研修～

「おうちで“今の保育”を学ぼう!」保育のオンデマンド研修の申込受付中!

保育現場の経験がない方や、復職を考えている保育士・子育て支援員の方に向けて、“今の保育”を気軽に学べる動画の視聴申し込みを受付中です。

家事や育児のスキマ時間に、無料でスマホなどから手軽にご覧いただけます。詳細は以下の二次元コードを読み取るか、お問い合わせ先へお電話ください。



HP



問 和歌山県保育士・保育所支援センター(県社協内)

☎ 073・435・5211

日高町敬老会を 開催します

日高町では、敬老の日をお祝いして、60歳以上のみなさまをご招待し、敬老会を開催します。

敬老会式典では、長年老人福祉に貢献された方々に、町長より感謝状を贈呈します。

式典後には、歌謡・舞踊ショーを開催します。

詳しくは、折込チラシをご覧ください。

●日時 9月18日(金)

●場所 農村環境改善センター

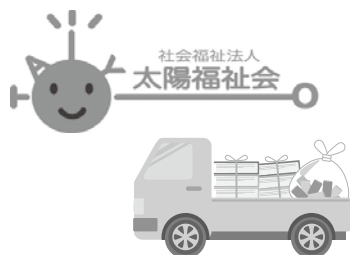
問 いきいき長寿課

☎ 63・3807

収集場所(志賀)

- ・旧上志賀バス停付近
- ・大原橋付近
- ・志賀小北おろす橋東町有地
- ・下志賀コミュニティセンター
- ・県道沿い(西福寺入口付近)
- ・谷口文化会館
- ・柏コミュニティセンター横

問 社会福祉法人 太陽福祉会
ワークステーションひだか
 ☎ 20・5179



Jアラートの 試験放送について

地震や津波等の発生に備え、
 全国瞬時警報システム(Jアラート)による緊急情報伝達の
 試験放送を行います。

●日時
 8月26日(水) 午前11時

問 総務課 ☎ 63・2051

太陽福祉会から 「資源回収」のお知らせ

社会福祉法人太陽福祉会
 「ワークステーションひだか」
 では、以下の日程で資源回収を
 行います。

お手数ですが、指定の収集場
 所へお出ください。ワークス
 テーションひだか(中紀地域職
 業訓練センター内)に直接お持
 ちいただいても結構です。

- 日時 8月8日(土)
 午前8時～午後1時
 (小雨決行・9時より収集開始)
- 収集物
 新聞・雑誌(古書含む)、段ボ
 ール、アルミ缶、スチール缶

収集場所(内原)

- ・池田公民館前
- ・東光寺公民館前
- ・内ノ畑公民館前
- ・県道沿い(光明寺向かい)
- ・小中作業所前
- ・高家北、南集会場前
- ・萩原公民館前
- ・KBM日高第2車庫三叉路付近
- ・荊木公民館裏
- ・紀伊内原駅南駐車場

こどもの人権相談 強化週間を実施します

- 期間
 8月28日(金)～9月3日(木)
- 時間
 平日…午前8時30分～午後7時
 土・日曜日…午前10時～午後5時
- 相談窓口
 - ①電話による相談(こどもの人権110番)
 ☎ 0120・007・110
 (全国共通・無料)
 - ②LINEじんけん相談
 検索ID: @linejinkensoudan
 - ③こどもの人権SOSチャット
 学校のパソコン・タブレッ
 トから相談できます。

いじめ、体罰、児童虐待など、
 こどもをめぐる様々な人権問題
 について、法務局職員または人
 権擁護委員が相談に応じます。
 相談は無料で、秘密は厳守され
 ます。1人で悩まずにお気軽に
 ご相談ください。



LINE



SOS

問 和歌山地方法務局人権擁護課
和歌山県人権擁護委員連合会
 ☎ 073・422・5131

広告 町収入の一部とするため、有料広告を掲載しています。

熱中症を防ぎましょう

～熱中症は命に関わる危険な症状です～

熱中症を防ぐためには場所に合った適切な対策を取ることが大切です。『熱中症警戒アラート』発表時には、外出をなるべく控え、暑さを避けましょう。

また、屋外だけでなく屋内でも熱中症は起こります。自分の体調の変化に気をつけながら、周囲の方々にも呼びかけて、みんなで熱中症を予防しましょう。



熱中症の症状

めまい、立ちくらみ、生あくび、大量の発汗、筋肉痛、筋肉のこむら返り

症状が進むと・・・

頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、体温が高い、皮膚を触ると熱い、呼びかけに反応しない、まっすぐ歩けない、水分補給が出来ない

特に注意が必要な方

乳幼児、高齢者、障がいや持病のある方はエアコンが効いている室内や風通しのよい日陰などを選び、体調の変化に気を付けましょう。外出をする際には気温が低い時間帯を選ぶ、休憩場所を事前に把握しておくなどの工夫をしておきましょう。

応急処置で大切な3つのポイント

①涼しい場所へ移動しましょう

②衣服を脱がし、体を冷やして体温を下げましょう

(氷枕や保冷剤を両側の首筋や脇の下、足の付け根などを冷やすようにしましょう)

③塩分や水分を補給しましょう

(スポーツドリンクがおすすめです。嘔吐の症状が出ていたり、意識がない場合は無理やり水分を飲ませることはやめましょう)

◎意識がない、水分補給できない、応急処置をしても改善がないなどの場合はすぐに救急車を呼びましょう。



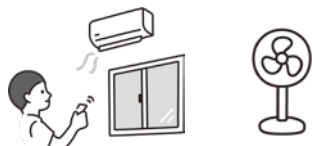
熱中症の予防行動

- のどが渴いていなくてもこまめに水分・塩分を補給する(喉の渇きは熱中症等の初期サイン)
- 1日1.2～2リットルが目安です。コップ1杯の水や麦茶を8～10回程度に分けて飲みましょう。大量に汗をかいいた時は塩分補給も忘れずに。

- 屋外に出るときは日傘や帽子の着用
- 外出時は日陰の利用、こまめな休憩を



- 室内ではエアコン・扇風機を上手く活用する
- 遮光カーテン、すだれを利用して暑さを避ける



- 日ごろからバランスの良い食事や、しっかりとした睡眠をとり健康管理に気を付けましょう



山百合短歌会詠草

靴下を片足立ちに履ける朝

寧^{やす}らけき光^{かげ}が部屋に差し込む

庵戸眞知子

亡き母が憑きいしさまに口癖の

「ありがたい」をば義姉は緑りだす

鍵本 和代

柿の芽吹きを五十八回眺めたり

変わらぬままの今生をゆく

米倉眞佐美

瓦片^{かわらけ}に覆われた土をはねのけて

筍ははや青年になる

てっちゃん

異国の娘に母と呼ばれて三十年

「またね」の抱きは命の祈り

宮武 厚子

田植え後は早苗のそよぎ見渡して

スイカ類張り種吹き飛ばす

坂本 清子

へそ天で野奏でる愛犬に

疲れの抜ける微笑みもらう

玉置 れい

母逝きし歳は越ゆれど手は動く

蚊に刺されつも黙し草ひく

仲田美智子

亡母が苗箱洗いし定位置に

田植えの前夜螢が点る

工徳 輝子

試し喰いしつつ完熟確かめて

猿は一夜に枇杷喰い尽くす

卯 月

五月はやテーブルを這う蟻まさに

ファーストペンギンの逞しさもつ

小山 和代

お土産の「ちひろのフィナンシェ」食べちゃおか

明日は健診やめておけおけ

山野 萁

【広告】 町収入の一部とするため、有料広告を掲載しています。

夏場の女性に対する犯罪対策



○不特定多数の人が閲覧可能なSNSで、リアルタイムに場所を特定できるような情報を流さない

○外出時の防犯対策
○人通りが多く、明るい場所を通り、夜道の1人歩きは避ける
○周囲の状況を把握するために、携帯電話等で音楽を聴きながら歩かない

夏場は薄着になるため、盗撮や痴漢等の女性を狙った性犯罪が増加傾向にあります。被害に遭わないよう防犯意識を高めて対策をしていきましょう！

油断は厳禁!!



○男性用の衣類を干しておく
○ドアや窓等の施錠を徹底して、ドアチェーンも必ず掛ける

○自宅での防犯対策
○不審者が近くにいるかもしれないので、1人暮らしでも帰宅時に「ただいま」等と言いつつ、1人暮らしをさせないようにする

○自宅での防犯対策
○不審者が近くにいるかもしれないので、1人暮らしでも帰宅時に「ただいま」等と言いつつ、1人暮らしをさせないようにする

夏山登山における山岳遭難の防止



○山岳を管轄する都道府県警察本部や、地元の警察署に対して、「登山届」や「登山計画書」を届け出る等を心掛けて、山岳遭難の防止に努めましょう！

○自分の体力を過信せず無理のない計画を立てる
○1人で行かず、可能な限り2人以上で行く
○必要な飲食物、装備品や薬品類を事前に用意し確実に携行する
○コースの下調べや天気予報のチェックを怠らない

○山岳等をする場合は
○自分の体力を過信せず無理のない計画を立てる
○1人で行かず、可能な限り2人以上で行く
○必要な飲食物、装備品や薬品類を事前に用意し確実に携行する
○コースの下調べや天気予報のチェックを怠らない

夏の山岳遭難の防止！

近年の登山ブームを受け、全国的に山岳遭難の発生が増加しています。

御坊警察署

TEL: 23-0110

高家駐在所 寛人
中筋 寛人
比井駐在所 義昭
吉井 義昭



きしゅうくん

自転車も飲酒運転ダメ

命の大切さを考え、

交通ルールを守りましょう！

自転車の酒気帯び運転が厳罰化され、お酒を飲んで自転車に乗って一定以上のアルコール数値が検出されると検挙されます。

罰則は「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」と、非常に重たいうえに運転免許の停止や取消の可能性も出てきます。

また、運転手だけでなく、お酒を飲んだ人と2人乗りをしたり、お酒を飲んだ人に自転車を貸したり、自転車に乗る予定の人にお酒を提供した場合にもそれぞれ罰則があるので注意してください。

既に御坊警察署でも、自転車の酒気帯び運転の検挙事例が多々あります。

夏期行楽期の交通事故防止について

ドライバーのみなさんへ

○渋滞予想を参考にし、渋滞路線や渋滞時間を避ける

○トンネル内では車間距離を多くとる

○後部座席も含めて、シートベルトやチャイルドシートを必ず装着する

○ETCを通過する前は、減速し追突事故を起こさないよう注意する

○長時間運転する際は、定期的に休憩を取る。

○可能な限り、電車やバス等の公共交通機関を使う

夏期行楽期ですが、運転中は気を緩めずに、交通事故を起こさないよう注意しましょう！



ふうっと本の森 公民館図書室だより



おすすめ
図書

新着図書の中からおすすめの図書を紹介します

月夜行路Returns



秋吉 理香子 著 講談社

家を飛び出した涼子は、夜の街で出会ったBARのママ、ルナと共に大阪を旅した。東京へ戻った涼子が、再びルナを訪ねたとき店に届いた古いノートパソコン。涼子はパソコンを開くパスワード探しを手伝うことに…。

あめ

(空となかよくなる天気の写真えほん)

荒木 健太郎 文・写真・絵
金の星社



雨はどこからやってきて、どこにいくの？雨のしくみをはじめ、雨を降らせる雲・積乱雲、くもりや雨の日が多い季節・梅雨の雲の様子、雨あがりの空でできやすい虹などを写真で紹介します。

おすすめ雑誌

雑誌はバックナンバーが貸し出し可能です。ぜひ手に取ってみてください！

取扱い雑誌は蔵書検索で確認できます。



施設情報

開室日

月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時

閉室日

日曜日・祝日・年末年始・特別整理期間

お問い合わせ先

中央公民館(TEL: 63・3811)

どれよむ
なによむ?

New Arrivals おすすめ新着図書



※新着図書は一人2冊までの貸出となります。

一般書

- | | |
|----------------|--------|
| ◎ 月夜行路Returns | 秋吉 理香子 |
| ○ 魔心 | 五十嵐 貴久 |
| ○ きみがなきあと | 木内 昇 |
| ○ ノスタルジア | 島本 理生 |
| ○ 異常に非ず | 桜木 紫乃 |
| ○ 金波銀波 | 澤田 瞳子 |
| ○ 眠れぬおまえに遠くの夜を | 桐野 夏生 |
| ○ スウィッシュ! | 藤ノ木 優 |
| ○ 燐る骨の香り | 千早 茜 |
| ○ 家康と七人の忍び | 佐藤 賢一 |

など合計16冊

児童書

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ◎ あめ
(空となかよくなる天気の写真えほん) | 荒木 健太郎 |
| ○ ララのまほうのことば | グレースー・ジャン |
| ○ たねはいのちのおわりとはじまり | 鈴木 純 |
| ○ まだまだここから | 宇佐美 牧子 |
| ○ それからぼくはひとりで歩く | アリシア・モリーナ |
| ○ ポジション! | 高田 由紀子 |
| ○ リヒト! | イノウエ ミホコ |
| ○ 君の火がゆらめいている | 落合 由佳 |
| ○ ほたるのよる | 谷本 雄治 |

など合計11冊

クエッコランド♪ だより



足ぺったん
したよ～
(*^^) v



父の目製作



父の目製作

パパ大好き♡♡

手遊び
「とんとんとん
ひげじいさん」
上手でしょ
(*^^*)



おはなしの会

自動車を
押して
歩く練習中
(*^^*)



遊び風景

水たまり、
パチャン♪

ちようちよ～
(#^.^#)♪



散歩



散歩



散歩

8月の行事予定

日	時間	内容
4日(火)	9:30 ～ 11:00	子育て広場
11日(火)		休館(山の日)
13日(木)、 14日(金)		休館(お盆休み)
19日(水)	10:00 ～ 11:00	水遊び ・申し込み締切…18日(火) ・対象…1歳以上で靴を履いて しっかり歩いているお子さん
26日(水)	14:00	ベビーマッサージ ・対 象…生後2ヶ月～6ヶ月 ・持ち物…バスタオル、お茶、 ハンドクリーム ・申し込み締切…25日(火)
28日(金)	10:00 ～ 11:00	水遊び ・申し込み締切…27日(木) ・対象…1歳以上で靴を履いて しっかり歩いているお子さん

※予定は変更・中止とする場合があります

日高町子育て支援センター クエッコランド♪

対 象：0～3歳の未就園児とその保護者の方
場 所：日高町保健福祉総合センターふれあいセンター内クエッコランド♪
開所日時：月曜日～金曜日 午前9時～11時30分、午後1時～4時
※第3金曜日は午後から休館

お問い合わせ先
子育て支援センター
(TEL: 70・4140)

※各申し込みは電話
でも可能です。



8月
August

暮らしのカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2 集団健診 (特定健診・がん検診) (中央公民館) 公民館開放	3	4 子育て広場 (ふれあいセンター) 🔥 休館日	5 複雑ごみ 1歳6か月児健診 3歳児健診 (ふれあいセンター)	6	7	8
9 粗大ごみ1 公民館開放	10	11 山の日 公民館開放	12 資源ごみ 🔥 振替休館	13	14	15
16 粗大ごみ2 公民館開放	17 心配ごと相談 P8	18 おはなしの会 🔥 休館日	19 4か月児健診 10か月児健診 (ひだか病院) 小型プラスチックごみ	20	21 集団健診 (特定健診・がん検診) (農村環境改善センター)	22
23 公民館開放	24	25 2歳児歯科健診 (ふれあいセンター) 🔥 休館日	26 資源ごみ	27	28	29
30	31 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療 保険料納期限	粗大ごみ1の地区…田杭・阿尾・産湯・小坂 粗大ごみ2の地区…比井・津久野・小浦・方杭・小杭・柏 🔥…温泉館				

※気象警報等が発表されたときは、中止または延期になる場合があります。

広告 町収入の一部とするため、有料広告を掲載しています。

大募集!



うちの子 Photo

赤ちゃんの紹介コーナー

「広報ひだか」では、町内在住で
就学前のお子さま(赤ちゃん)の写真を
募集しています!

大好きな“うちの子”の笑顔を広報紙で
紹介してみませんか?



今月の
Smile

とき
橙来くん(高家)
(0歳)

ご飯を食べるのだいすき橙来さん
いろんなもの食べて大きくなってね~!!

応募方法

以下の内容を添えて、
申し込みください。

- ① お子さまの写真・生年月日・性別
- ② お子さまのお名前(ふりがな) ※ニックネームでも可
- ③ ご住所・お住まいの地区・電話番号
- ④ 簡単なメッセージ(50文字以内)



応募から掲載までの流れ



TOWN information

町の人口と世帯	
令和8年6月30日現在	
人口	7,867人 [-15]
男	3,776人 [-4]
女	4,091人 [-11]
世帯数	3,355戸 [-4]

日高町民憲章

人が町をつくり
町がひとをつくる

一 恵まれた自然を大切に
快適に住みよい町をつくり
一 歴史と伝統を愛し
心豊かな町をつくり
一 スポーツを楽しむ
健康で明るい町をつくり
一 知恵を出し 汗を流し
活力ある町をつくり
一 故郷に誇りをもち ふれあいを
大切にする町をつくり

【申込先・お問い合わせ先】

企画まちづくり課

〒649-1213

和歌山県日高郡日高町高家626番地

☐ kikaku@town.Wakayama-Hidaka.lg.jp

TEL: 63・3806

※掲載枠に限りがありますので、応募多数の場合は先着順
で掲載いたします



日高町HP